

質問回答

NO.	質問	回答
1	前回 5 年前の基本方針改定時の専門家会議の記録、あるいは議論に使用した資料などは、開示されていますでしょうか。あるいは何らかの形で閲覧することは可能でしょうか。	ご要望の資料につきましては、環境省HP (https://www.env.go.jp/policy/education/29.html) に掲載しておりますので、閲覧いただけます。
2	仕様書 (2) アにおいて、専門家会議を計 6 回程度開催するとありますが、各回を通して議論する内容・テーマは、事前に概ね予定されるのでしょうか。それとも、専門会委員と協議して都度決定していくこととなりますでしょうか。	各回の内容・テーマについては、事前に概ね予定することを想定していますが、議論の状況等に応じて、都度決定する可能性もあります。
3	仕様書 2. イ②会場の手配とありますが、もし環境省会議室と外部会議室の利用割合を概ね想定している場合は、ご参考までにお知らせ頂きますでしょうか。	環境省会議室と外部会議室の利用割合は、実際に開催する際状況によって変動するため現段階では具体的に想定できず、全回を外部会議室で開催する可能性もあります。
4	仕様書 2. イ⑤配布資料の印刷とありますが、紙の使用量削減および直前の資料差し替えの簡素化を勘案し、紙資料として印刷し配布するのではなく、デジタル資料の配布で代用することは可能でしょうか。	対面での出席者に対応するため、紙資料として印刷することを想定しています。
5	仕様書 (3) ア①にある「調査」や③必要に応じて行う専門家委員やヒアリングゲスト等との打合せや会議等の資料作成は、計 6 回程度の専門家会議を実施する間に、何回ほど実施するか、またそれらの作業量について想定はございますでしょうか。なお、当初想定していた作業量を大幅に上回った場合、8. (2) に記載の変更契約を行う対象となりますでしょうか。	専門家委員等からの指摘事項等や、打合せや会議等で使用する資料の必要性等については現時点で予測できないため、回数や作業量について現段階では仕様書に記載の内容以上の想定はございません。
6	環境教育促進法第 7 条 5 において、「環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案の作成に関する事務のうち、農林水産省、経済産業省又は国土交通省の所掌に係るものについては、それぞれ、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣と共同して行うものとする。」とありますが、今回の基本方針の検討に際して、これらの省庁、特に文科省との調整・連携はどのようなものになりますでしょうか。(学校における環境教育について触れる場合など)	同条記載の各省との調整等につきましては、文科省を含め、基本的には当室で行うことを予定しています。